

廃棄物が地下にある土地の指定について(制度の概要)

1. 概要

平成16年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)の改正により、廃棄物が地下にある土地で政令で定めるものについて知事が区域を指定し、当該指定区域における土地の形質を変更しようとするものは、当該土地の形質の変更に着手する30日前までに届出を行うことが義務付けられることになりました。

また、知事は当該届出に係る土地の形質変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から30日以内に限り、計画の変更を命ずることができるようになりました。

(注)「土地の形質の変更」とは、土地の形状または性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等の行為が該当し、廃棄物の搬出を伴わないような行為も含まれます。

2. 法改正の趣旨

廃止された廃棄物の最終処分場の跡地については、土地の形質の変更が行われなければ安定的な状態ではあるものの、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、安定的であった地下の廃棄物がかくはんされたり酸素が供給されたりすることにより発酵や分解が進行してガスや汚水が発生するなど、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるため。

3. 指定区域について

廃止の確認がされた一般廃棄物または産業廃棄物の最終処分場の埋立地

廃止の確認の制度の施行日(平成10年6月16日)より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物または産業廃棄物の最終処分場の埋立地

廃棄物処理法に基づく設置届出がされた一般廃棄物または産業廃棄物の最終処分場の埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日(平成4年7月4日)より前に廃止されたもの

市町村または廃棄物処理業者(埋立処分を業として行うものに限る。)が設置したミニ処分場(昭和52年3月15日設置届出制の施行後、かつ平成9年12月1日規模要件撤廃前に設置された最終処分場)および旧処分場(設置届出制の施行前に設置された最終処分場)の埋立地のうち、廃止されたもの

廃棄物処理法に基づく措置命令または行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置または原位置封じ込め措置等が講じられた廃棄物埋立地

(注)廃棄物処理法が施行される昭和46年9月24日以前に既に埋立が完了していた埋立地は対象外です。

市町村または廃棄物処理業者(埋立処分を業として行うものに限る)が、法施行後に設置した最終処分場(法施行前に設置していた場合には、法施行時に現に埋立処分に供されていたものを含む。)で廃止されたものは全て対象となりますが、自社処理施設として設置した最終処分場で、安定型3,000m²・管理型1,000m²以上のものは昭和52年3月15日以降に設置されたもの、当該規模以下のものは平成9年12月1日以降に設置されたもので、廃止されたもののみ対象となります。

4. 土地の形質変更の届出

指定区域内において土地の形質の変更をしようとするものは、その着手日の30日前までに、知事に届出が必要です。

(注)「土地の形質の変更をしようとするもの」は、その施行に関する計画の内容を決定する者です。土地所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者の関係では開発業者が該当します。請負工事の発注者と受注者では、施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかにより異なりますが、一般的には発注者が該当すると考えられます。

(注)埋立廃棄物の種類、保有水等の性状、ガスの性状等を把握するためにボーリング等試掘が必要である場合は、当該試掘は届出が必要な土地の形質の変更に該当します。

届出事項及び添付書類

届 出 書	別掲のとおり(様式第31号の3)
添付書類	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面
	廃棄物埋立地設備の位置関係を把握できる平面図、断面図等
	周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書 (事前調査結果を含む。)
	土地の形質の変更の施行計画書(利用の内容を含む。)
	工事計画書等

(注)詳細は、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(3-17~)を参照下さい。

7. 届出の対象とならない軽易な行為等

次のような行為を行う場合には、届出を行う必要はありません。

廃棄物の埋立地の設備(例えば、擁壁等)の機能を維持するために必要な範囲内で修復または点検を行う行為
盛土等の荷重により廃棄物の埋立地の設備の機能に支障を生じるおそれがない行為
掘削等により廃棄物の埋立地の覆いの機能を損なうおそれがない行為

(注)盛土等による増加荷重は概ね20kN/m²以下、また土砂等の覆いが50cm以上残存することが明らかな掘削などが軽易な行為の目安です。

詳細は、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(3-23~3-25)を参照下さい。

8. 施行方法の基準

土地の形質の変更の施行方法は、次の基準によります。

廃棄物を飛散、流出させないこと。

可燃性ガスまたは悪臭ガスが発生する場合には、換気または脱臭等の措置を講ずること。

埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理等の措置を講ずること。

覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するための必要な措置を講ずること。

埋立地の設備の機能を損なうおそれのある場合には、当該機能を維持するための必要な措置を講ずること。

工事に伴う生活環境保全上の支障の有無を確認するために、必要な範囲内で水質検査等のモニタリングを行い、生活環境保全上の支障が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること。

参考「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(3-17)

表 3 - 1 届出書類の記載事項及び添付書類の内容

	現地調査における掘削に係る届出書類	土地利用工事に係る届出書類
届出書類記載事項	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地 土地の形質の変更の内容（変更の種類、場所、施行方法。現地調査時の変更の種類は「試掘」とする。） 地下にある廃棄物の種類 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先 土地の形質の変更の着手及び完了予定日	
添付書類	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面 廃棄物埋立地設備の位置関係を把握できる平面図、断面図等 周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書（事前調査結果を含む。）	
	工事計画書 ・試掘機械の種類 ・試掘の径と深さ ・試掘時の環境保全計画 ・試掘終了後の復旧計画 ・掘削廃棄物の適正処理計画	土地の形質の変更の施行計画書（利用の内容を含む） 工事計画書 ・工事の場所 ・工事の内容と数量 ・工事行程 ・工事の施工方法 ・廃棄物埋立地設備の機能が維持されることを明らかにした書類 ・施行順序図 ・環境保全対策計画 ・掘削廃棄物の適正処理計画

表 3 - 2 土地利用に係る土地の形質の変更の届出添付書類と施行基準の関連

	生活環境保全上の支障が生じないための措置				設備の機能維持	モニタリング
	廃棄物の飛散・流出防止	ガス処理	内部保有水処理	覆いの機能の修復		
土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面	○	○	○	-	○	-
生活環境に及ぼす影響についての調査結果	-	-	-	-	-	○
事前調査結果	○	○	○	○	○	○
廃棄物埋立地設備の位置関係を把握できる平面図、断面図等	-	-	-	○	○	-
工事計画書	○	○	○	○	○	-
土地の形質の変更の施行計画書	○	○	○	○	○	-

*それぞれの添付書類は、○印を付した施行基準との適合状況を判断するために用いられる。

*ガス処理は、悪臭ガス及び可燃性ガス等の対策をいう。

*内部保有水処理は、浸透水、保有水等の適正処理をいう。

土地の形質の変更届出書

平成 年 月 日

滋賀県知事

届出者
住 所

氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

指定区域内における土地の形質を変更したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19（第1項、第2項、第3項）の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

指定区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行 方法	
土地の形質の変更の内容	
地下にある廃棄物の種類 （当該廃棄物に石綿含有 一般廃棄物又は石綿含有 産業廃棄物が含まれる場 合は、その旨を含む。）	
地下にある廃棄物の搬出 の有無及び搬出先	
土地の形質の変更の着手 予定日（又は着手日）	
土地の形質の変更の完了 予定日（又は完了日）	

